

当建設産業委員会に付託された案件については、12月12日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第69号中、当委員会に分割付託された案件、議案第70号および、議案第71号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新規就農総合支援事業費補助金の返還金について、先の9月補正時と比べ、離農日が1か月早いものとした理由は何か。とに対し、

本人からの聞き取りや作業日誌などの突合せによる確認や、土地所有者や関係団体からの営農状況の聞き取りを行った結果、当該月の従事状況がその後の就農に資するものではなく、離農に向けた作業であったものと判断したためです。とのこと。

畜産競争力強化対策整備事業補助金について、具体的にどのような内容であるのか。とに対し、

1軒の養鶏農家を核とする協議会からの申請に基づき実施するもので、鶏舎や集卵舎、家畜排せつ物の処理施設の建設や設計監理が主な事業内容です。総事業費約3億5,400万円の内、概ね2分の1が愛知県の補助対象です。とのこと。

道路維持修繕事業について、早急な修繕が必要な861か所は年度内に全てを完了することが可能であるのか。とに対し、

それぞれの修繕内容については、側溝の欠けた箇所補修など軽微なものがほとんどで、事務手続き上、時間を多く要するものではないため、年度内での完了は可能であります。とのこと。

荒古踏切改良工事について、新たに設置を予定している歩行者用踏切は線路に対して斜めに横断するため、シルバーカー等での通行の支障となることが心配されるがいかか。また、この工事に、9千万円もの多額の負担金が発生する理由は何か。とに対し、

線路に対して直角に横断する場合、接続する道路との間に段差が生じてし

まうため、現道に沿って斜めに横断する計画としていますが、歩行者への影響については、レールとの間に隙間が小さく劣化に強い踏切版を設置することにより軽減します。また、この踏切改良工事は、歩道・遮断機に加え、電気や通信設備の工事を、既存の踏切を運用しながら実施しなければならないため、多額の費用を要します。とのこと。

その後、討論を省略し、議案第 69 号中、当委員会に分割付託された案件、議案第 70 号および、議案第 71 号について、それぞれ採決した結果、いずれも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第 75 号および、議案第 85 号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、2 議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第 86 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

乙川中部土地区画整理事業と比較し、審議会の委員の人数や任期に違いはあるのか。また、これまでの区画整理の経験を踏まえて、考慮した条項はあるのか。とに対し、

本条例は法律に基づき制定するもので、審議会の委員の人数や任期についても法律に基づき定めていることから、乙川中部土地区画整理事業と同様の内容となります。また、清算金の分割徴収に係る利子の利率の規定に関して法改正があり、知多半田駅前土地区画整理事業では条例を改正して実施しているため、今回の条例案については、現行法に合わせて条文の整理をしています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。